平成２１年５月 27 日

各　　位

会 社 名　明豊ファシリティワークス株式会社
代表者名　代表取締役社長兼会長　坂田　明
（ＪＡＳＤＡＱ・コード１７１７）
問合せ先　取締役経営企画本部長　大島　和男
電話 03－5211－0066

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年５月 27 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年６月 24 日開催予定の第 29 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 」(平成 16 年法律第 88 号)（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年１月５日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第６条第１項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。また株式取扱規程に定める事項を明らかにする為に、現行定款第 12 条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文字を追加するものであります。（現行定款第８条、第 11 条第３項、第 12 条）ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から１年間は株主管理名簿人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則に設けるものであります。

② 決済合理化法附則第２条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第10条、第11条第３項）

③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

（２）今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）について、事業目的を追加するものであります。

（３）現行定款第20条に定める取締役の員数を、経営効率を高め迅速な意思決定を可能にするために１名減員するものであります。

（４）取締役の職位配置を適時適切に行えるようにするため現行定款22条に定める取締役会決議によって選定できる役職として、取締役副会長を追加するものであります。

２．定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成21年６月24日（予定）

定款変更の効力発生日（予定）

（別紙）「２．変更の内容」　　（変更箇所は下線で表示）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １ ～　（条文省略） ７ ８．コンピュータのハードウェア・ソフトウェアの開発、販売、リース並びに賃貸 ９．（条文省略） 10．（条文省略） （新設） （新設） （新設） 11．前各号に付帯する一切の業務 第３条 ～　（条文省略） 第７条 （株券の発行） 第８条　当会社は株式に係る株券を発行する。 ２前項の規定にかかわらず、当会社は１単元未満の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。 第９条　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １ ～　（現行どおり） ７ ８．コンピュータのハードウェア・ソフトウェアの開発、コンサルティング、維持運営、販売、リース並びに賃貸 ９．（現行どおり） 10．（現行どおり） 11．古物の売買並びにその受託業務 12．各種アウトソーシングの受託業務 13．各種事業または各種業務の運営に関するコンサルティング業務 14．前各号に付帯する一切の業務 第３条 ～　（現行どおり） 第７条 （削除） 第８条　（現行どおり）

（単元未満株主の権利制限） 第10条　当会社の単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １． ～　（条文省略） ３．	（単元未満株主の権利制限） 第９条　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １． ～　（現行どおり） ３．
（株主名簿管理人） 第11条　（条文省略） ２　（条文省略） ３ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りならびにその他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　（現行どおり） ２　（現行どおり） ３ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規程） 第12条　当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りならびにその他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　株主名簿、および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りならびにその他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条 ～　（条文省略） 第19条	第12条 ～　（現行どおり） 第18条
第20条　当会社の取締役は、３名以上６名以内とする。	第19条　当会社の取締役は、３名以上５名以内とする。
（取締役の選任および解任） 第21条　（条文省略） ２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役の解任決議は、本定款第17条第２項の定めに従い行うものとする。 ３　（条文省略）	（取締役の選任および解任） 第20条　（現行どおり） ２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役の解任決議は、本定款第16条第２項の定めに従い行うものとする。 ３　（現行どおり）
（取締役の任期） 第22条　（条文省略） ２　（条文省略） ３ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（取締役の任期） 第21条　（現行どおり） ２　（現行どおり） ３ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第23条 ～　（条文省略） 第31条	（取締役会の招集権者および議長） 第22条 ～　（現行どおり） 第30条

（監査役補欠者の選任） 第32条　（条文省略） ２監査役補欠者の選任決議の定足数は、第31条の規定を準用する。 ３　（条文省略） ４　（条文省略） 第33条 ～　（条文省略） 第42条 （新設）	（監査役補欠者の選任） 第31条　（現行どおり） ２監査役補欠者の選任決議の定足数は、本定款第29条の規定を準用する。 ３　（現行どおり） ４　（現行どおり） 第32条 ～　（現行どおり） 第41条 附則 第１条　当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない 第２条　当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第３条　本附則第１条乃至本条は、平成22年１月６日をもってこれを削除する。

以　上